

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員の働き方を見直し、仕事と家庭の両立支援策の拡充等に取り組むため、平成 30 年 8 月 1 日以降の具体的な行動計画の取組みとして、以下内容の行動計画を定めます。

1. 計画期間

平成 30 年 8 月 1 日 ～ 平成 35 年 7 月 31 日（計画期間:5 年）

2. 行動計画の内容

目標 1：テレワーク等、場所にとらわれない働き方を導入する

<対策>

- (1) 平成 30 年 8 月 承認基準、更新時の評価指標及び承認取消基準等の検討
- (2) 平成 30 年 9 月 特別な事情がある社員向けに導入
通達等による社員への周知、規程整備、環境整備
- (3) 平成 30 年 9 月～ 課題を分析して範囲拡大の検討
- (4) 平成 31 年 9 月 承認基準の範囲を拡大
通達等による社員への周知、規程整備、環境整備

目標 2：年次有給休暇の平均取得率を 70%以上にする※

<対策>

- (1) 平成 30 年 9 月 年次有給休暇計画取得についての検討
- (2) 平成 30 年 10 月～ 年次有給休暇計画取得の実施、計画・取得の管理、促進
- (3) 平成 31 年 4 月～ 年次有給休暇が 10 日以上ある社員に対して、会社は本人の希望を踏まえて 5 日分の時季を定めて取得させる義務制度の施行

目標 3：平均所定外労働時間を 30 時間未満とする

<対策>

- (1) 平成 30 年 8 月～ 生産性向上に向けた職場環境の整備の検討
- (2) 平成 30 年 8 月～ 残業時間の目標達成に向けた対策の検討、目標達成の徹底

目標 4：男性社員の育児休業取得率を 20%以上にする※

<対策>

- (1) 平成 30 年 8 月～ 社員のニーズの把握、検討
- (2) 平成 31 年 1 月～ 取得促進に向けリーフレットや通達等による社員への周知を定期的に実施
- (3) 平成 33 年 7 月 管理職を対象とした意識改革のための研修の実施

※厚生労働省が発表している 2017 年度の男性の育児休業取得率は 5.14%（情報通信業は 12.78%）となっており、政府は 2020 年までに 13%を目標としている。当社は 2017 年の実績が 18%であり、政府目標を既に達成している。しかし、今後も当社は働きやすい職場作りのために、男性社員の育児休業取得率を 20%は維持し、徐々に引き上げていくことを目標とし、目標を達成するために取得の促進を行っていく。